平成３０年度

（２０１８年度）

法 人 事 業 計 画 書

社会福祉法人　いなほ福祉会

１．法人のめざすもの〔基本理念〕

|  |
| --- |
| １．障害のある人を主人公とし、「生活」「労働」をとおして、一人ひとりの豊か  な発達と社会的自立をめざします。  ２．障害者福祉の拠点として、障害のある人や家族の願いにもとづき、安心して  生活が送れるよう福祉事業の整備と機能の充実をめざします。  ３．地域との相互理解を深めながら、共に暮らしていける地域社会をめざします。  ４．関係者の総意にもとづき、民主的な運営・経営を行います。 |

　　私たちは、以上の理念を正しく理解し、実践活動を通して具現化していきます。

２．法人の取り組む社会福祉事業

第２種社会福祉事業

（１）障害福祉サービス事業の経営

（２）障害児通所支援事業の経営

（３）障害児相談支援事業の経営

（４）特定相談支援事業の経営

３．法人の評議員及び役員の構成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評議員 | 理　事 | 監　事 |
| ７名 | ６名 | ２名 |

４．法人の評議員会・理事会・監事監査・経営会議の開催計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評議員会 | 第２回定時 | 平成30年 6月17日（日） | 前年度事業報告・決算報告・監査報告　他 |
| 理 事 会 | 第９３回 | 平成30年 6月 2日（土） | 前年度事業・決算・監査報告・評議員会議案　他 |
| 第９４回 | 平成30年10月28日（日） | 理事長の業務執行状況報告・補正予算関係　他 |
| 第９５回 | 平成31年 3月24日（日） | 次年度事業計画・予算計画・補正予算関係　他 |
| 監事監査 | 第１９回 | 平成30年 6月 2日（土） | 監査報告書の作成　他 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営会議 | 毎月１回ペースで開催 | （１）理事会への提案と決議案件の執行  （２）日常の法人運営の方針策定と執行  （３）各事業所運営の現況や課題等の情報共有、並びに事業所間協力の調整  （４）緊急即応事案や緊急災害事案が発生した場合の対処  （５）人材育成と研修企画  （６）その他経営に関する対処 |

５．法人の借入金償還計画（元金）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入先 | 当初借入額 | 償還済額 | 当期償還額 | 借入残額 | 備　考 |
| 福祉医療機構 | 30,000,000 | 6,060,000 | 2,052,000 | 21,888,000 | 平見ハイツ建設資金 |

６．法人の管理職（４級・５級職）配置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法 人 本 部 | | |
| 理 事 長 | 業務執行理事 | 事 務 長 |
| 細野建治 | 角口清人 | 脇口かしこ |

（　）兼務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 成 人 事 業 部 | | | |
| いなほ作業所 | ワークショップゆう | 暖海ハイツ | 平見ハイツ |
| 管理者 | 管理者 | 管理者 | 管理者 |
| 生熊　映 | 野々江美 | （細野建治） | （細野建治） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児 童 事 業 部 | | | |
| 通園くじら | 通園めだか | 通園らっこ | 第２通園くじら |
| 園　長 | 園　長 | 管理者 | 管理者 |
| 城本依穂 | 下口公未佳 | 細野桂子 | 保田　央 |

７．法人の組織図・管理体制図

**「別紙」のとおり**

８．法人の本部業務計画〔重点的取組み課題〕

**（１）適正かつ透明性を確保した組織の在り方の追求**

①　経営組織としてのガバナンスの強化

現状の「信頼関係」と「性善説」の上に成り立っている組織運営体質を改善し、役割と責任の所在を明らかにするとともに、今後は「牽制作用」が働いている組織運営体質に変革していきます。そのための業務管理体制の見直しを実施し、担当理事制への体制変更について組織調整を行います。

さらに、民主的な組織運営と法令遵守の業務管理体制の確立をすすめるために、民主的な組織運営として「理事会」→「経営会議」から各事業所運営（職員周知）の体制を徹底させ、並びに法令遵守責任者により法人事業部ごとを一元的にとりまとめ、法令等が遵守され、適切な事業運営がなされるよう本部機能の強化を図ります。

また、今後事業所数が多くなるほどガバナンスのための機構（機能）が不可欠になることから、役員・職員の意識改革と共通認識の醸成を図ります。

　　②　法令遵守

現行制度を熟知し、特に労務管理に関する知識の習得を図り、法令遵守に係る

「諸規程」における不備の見直しや改善をすすめます。

③　事業運営の透明性の向上

財務諸表・現況報告書・役員等報酬基準等の公表を図ります。

**（２）安定した継続可能な財政運営基盤の確立**

① 計画的かつ適切な予算編成や予算執行

これまでの新規事業への資金投資が続いたことから、財政運営基盤が弱体化した状況にあり、２年後の回復を目標に平成３０年度～平成３１年度について、計画的かつ適切な予算編成や予算執行を図ります。

②　財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理・適正な役員等の報酬・親族等関係者への利益供与の禁止・内部留保の明確化を図ります。

**（３）適正かつ安全性を確保した会計・情報処理の追求**

　　①　内部会計監査機能の整備

各事業所の小口会計の状況から法人全体の会計管理までの全般にわたり、経営会議でのチェックを含め、法人本部が各事業所の会計基準を遵守した会計処理に関するチェックを実施します。

　　②　事務実務力の強化と連携体制の強化

各事業所における事務実務力の向上と、法人・事業所運営に係る財政基盤の強化を目的に、本部事務センターと各事業所間での連携体制の強化を図ります。

　　③　情報システムの構築

個人情報の保護や情報データのセキュリティー（クラウド使用や暗証番号の設定等）の確保は緊急の課題であり、利用者支援・業務管理システムに係るＡＳＰソフト導入を具体化させます。情報伝達や共有化を図るシステムを一層整備して、日常業務の効率化の促進をめざし、パソコン等の管理を含めインフラの整備・促進・管理等の徹底を図ります。

　　④　経理・労務管理の外部委託の検討

　　　　　細かな法改正や企業コンプライアンスの厳格化など、年々複雑さを増す総務・労務・経理・法務・人事管理に対応していくため、専門家（外部委託）による範囲の検討をすすめます。

**（４）次世代の管理者の育成**

　　新任管理者への世代交代を確実なものとするため、いなほ福祉会の理念の伝承と法令を遵守した事業運営や組織管理・業務管理のノウハウの伝承を図ります。

**（５）福祉専門職員としての人材育成と処遇改善**

①　人材育成

　　　　　サービスの質の維持は重要な課題となっており、良質な人材育成と障害福祉サービスの質の向上のための研修の実施と研修機会の確保を図ります。法人全職員の資格取得状況・研修受講履歴等の「一覧データ」を作成し、法人本部の管理にて、個々職員の状況把握と研修機会の提供をすすめます。また、いなほ福祉会の理念の伝承に重点を置いた職員の研修体系の構築をすすめます。また、創立の精神と事業を「継承する職員」の育成に努めます。

②　処遇改善

　　　　　職員の雇用管理の改善・労働環境の改善をすすめます。キャリアパス制度（職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系）の充実にむけて、「人事考課制度」と「業績評価制度」の精度を高めます。また、処遇改善加算の配分方法の見直しを実施します。職員のメンタルヘルスや健康対策としては、ストレスチェックの実施や保健指導医による検診再検査チェックを実施します。

**（６）利用者と家族の願いを実現させるための新たな事業と運動**

　　優先順位

第１位　「第２通園くじら」の三重県（紀宝町）移転事業〔平成３０年１０月移転開設予定〕

第２位　「通園くじら」の相談支援事業所併設（相談室の増築）について検討

第３位　「ワークショップゆう」の将来的な実践と施設整備構想について検討

**（７）リスクマネジメント（安全確保・非常災害対策　等々）**

利用者・家族、並びに職員の生命の安全を確保するため、「安全確保の体制整備」並びに「非常災害対策計画の策定」に係る対応を継続して取り組みます。また、事件事故対応やヒヤリハット等の取り組みについては、各事業所対応の点検やヒヤリハット事例の報告集約を毎月開催する経営会議にて実施します。

**（８）地域における公益的な取組**

　　地域公益事業については、地域福祉支援の今後の在り方を探るとともに、地域における福祉ニーズの情報収集につとめます。また、「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」への参画を模索します。

**（９）障害者雇用の法定雇用率の達成**

　　平成３０年２月２１日に１名（非常勤５時間勤務）を雇用しており、今後の正規登用を想定して育成し、法定雇用率の達成につなげます。

**（10）和歌山県指導監査・実地指導への対応**

法令や通知等が遵守され、適切な事業所運営がなされているかどうかの自己点検を実施します。

**（11）法人合同研修会の開催**

　　研修を通して、職員間の共通認識とコミュニケーションの醸成を図ります。また、安全運転と運転マナーの向上を図り、交通事故の防止に努めます。

「人権擁護に係る研修」・・・６月３０日開催〔那智勝浦町体育文化会館〕

「虐待防止の伝達研修」・・・６月３０日開催〔那智勝浦町体育文化会館〕

「 交通安全セミナー 」・・・９月　　　開催〔第２通園くじら〕